

公認心理師について

○ 公認心理師について

第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

○ 公認心理師が活躍すると考えられる主な活動領域

臨床心理技術者の主な活動領域を参考とすると、公認心理師が活躍するのは以下の分野と考えられる。各分野によって求められる役割、知識及び技術の範囲がそれぞれ異なっている。

- 保健医療分野
- 福祉分野
- 教育分野
- 司法・法務・警察分野
- 産業・労働分野
- その他（災害支援等）

臨床心理技術者の職域と主な職務内容

	具体的な勤務先の例	支援を要する者等	主な職務内容	協働職種	他分野との関係(※)
保健医療 に関する分野	病院・診療所 (精神科、心理相談部門、小児科等) 保健所・保健センター 精神保健福祉センター	患者 患者家族 地域住民	面接・検査・集団療法 カンファレンスへの参加 訪問支援 講演・研修会 電話相談、情報提供 等	医師、看護 師その他の 医療職種	他機関と連携
福祉に関する分野	児童福祉施設 障害者福祉施設 高齢者福祉施設 児童相談所 等	施設利用者 利用者の家族	面接、グループワーク 各種プログラムの実施 家族関係の調整、 地域支援、広報活動	施設職員	必要に応じて医 療機関や教育 機関と連携
教育に関する分野	小学校、中学校、高等学校等 特別支援学校 予備校、大学等(学生相談) 教育センター等(教育相談)	児童・生徒・学生 保護者 教職員	児童生徒への相談・助言 教職員・保護者との相談 相談者への心理的見立て ストレスチェック等	教職員(担 任教諭、教 頭、校長)	必要に応じて医 療機関や福祉 関係機関と連携
司法・法務・警察 に関する分野	刑事施設(刑務所、拘留所) 少年鑑別所・少年院 保護観察所、家庭裁判所、警察	受刑者 非行のある少年 家事事件関係者 犯罪被害者	心理面接、心理検査 プログラムの提供 個別カウンセリング 相談・助言	裁判官	学校や自治体、 福祉関係機関 等と連携が必要
産業・労働 に関する分野	企業等 外部従業員支援プログラム(EAP)	労働者	メンタルヘルス施策の立 案・実施 相談・助言 メンタルヘルス教育	使用者 産業医	必要に応じて医 療機関と連携

平成26年度 厚生労働科学特別研究事業 心理職の役割の明確化と育成に関する研究(主任研究者:村瀬嘉代子) を踏まえ、厚生労働省障害
保健福祉部精神・障害保健課で整理。

(※)なお、公認心理師は、支援を要する者に当該支援に係る主治の医師がある場合には、その指示を受けることとなっている。(公認心理師法第42
条第2項)